## 保護者各位

苫小牧市健康こども部こども育成課

緊急事態宣言解除に伴う対応について(お願い)

日頃より教育・保育行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の発令を受けて、本市では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体調不良時の登園自粛等への協力をお願いしておりましたが、9月30日をもちまして緊急事態宣言が解除されることとなりました。

この間、保護者の皆様におかれましては、体調不良時の登園自粛等にご協力をいただき 感謝申し上げます。

なお、各施設ではお子様を安全にお預かりするために、消毒の徹底等による感染予防の 取組みを継続しますが、各家庭におかれましても、引き続き下記についてご協力いただき ますようお願いいたします。

記

## 1 各家庭での感染拡大防止の実践について

「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。 **同場会**に

※詳細はこちら -

## 2 体調不良時の登園自粛のお願いについて

国では、保育所等の登園に当たっては、登園前に必要に応じて子ども本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用をお断りする取扱いとしているほか、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとするとしておりますので、皆様のご協力をお願いします。

なお、下記の(1)から(3)に該当する場合は、登園できませんので、在籍園にご連絡い ただくようお願いいたします。

- (1) 当該児童が新型コロナウイルスに感染した場合
- (2) 当該児童又は同居の家族がPCR検査を受け結果が出るまでの間
- (3) 同居の家族等の感染により、当該児童が濃厚接触者となった場合
- ※(1)及び(3)の登園自粛期間は、保健所の指示によります。
- ※ PCR検査は、保健所の指示または診察した医師の判断で行われるものを言い、会 社の指示や自主的に受けた場合などは含まれません。

## 3 その他

各施設において、感染拡大防止等の取組みは異なります。 詳細につきましては、在籍園にお問い合わせください。

> <担当> 健康こども部こども育成課 電話 0144(32)6378